



きれいな水道水をお使いいただくため、市では、約93.2kmある市内の水道管を8つの区域に分け、8年周期で洗管作業を行っています。作業は左の写真のように、水道管に大量の水道水を流して、濁りの原因となる水あかを取り除きます。この作業を行うことで、漏水などで急に水量が増えた場合、濁りの発生を最小限に抑えることができます。

水道管を洗う作業を行います

水道・下水道特集

水鏡

MIZU-KAGAMI

No. 116

第67回
水道週間

6月1日(日)～7日(土)

スローガン

透き通る
誇れる水に
感謝する

水道週間は、水道についての理解と関心を高めていただくため、国土交通省および環境省が定め、実施しているものです。

〔詳細〕 水道部総務課
☎ 385-1213

〔詳細〕

水道整備課 維持管理係
☎ 385-1220

令和7年度 洗管作業日程

- 対象地区
あさひが丘、野幌若葉町、東野幌本町、東野幌町、野幌東町、緑ヶ丘 ほか
- 作業の期間・時間
6月3日(火)から7月8日(火)までの火・木曜日
午後11時～翌朝5時30分

※市が行う洗管作業は、道路に埋設されている水道管が対象です。各家庭へつながる給水管は対象ではありません

※詳細は、対象世帯に配布される「水道管 洗管作業のお知らせ」や市HP、市SNSなどをご確認ください

飲み水などはくみ置きを！

洗管作業中は一時的に断水・水圧低下・濁り水などが発生することがあります。対象地区の方は、作業時間中、水の使用をお控えいただき、必要な飲み水などはあらかじめくみ置きをしておいてください。



家屋解体や給排水設備工事は指定工事業業者にご依頼を

〔詳細〕 水道整備課 給排水指導担当 ☎ 385-4989

家屋を解体する際に、給水装置（給水管・止水栓・水道メータ・水抜き栓・蛇口など）を撤去する場合は、撤去申請をして配水管との分岐部で閉止してください。取り外した水道メータは指定工事業業者を通して市に返却してください。

給水装置の撤去が適切になされないと漏水の原因になり、周辺に迷惑をかけることがあります。撤去工事や給排水設備工事の際は複数の事業者から見積もりを取り、工事内容の説明を受けるなどして事業者を選んでください。指定工事業業者の一覧は水道部HPをご覧ください。水道整備課にお問い合わせください。



災害時のくみ置き・節水の呼びかけのお願い

災害時には、断水を回避・低減するために、市HPなどを通じて市民の皆さんにくみ置き・節水のご協力をお願いすることがあります。

その際は、トイレ以外の使用を控え、身近な方への呼び掛けにご協力ください。

令和7年9月検針分から 2カ月ごとの料金請求に 変わります

水需要の減少や物価高騰の影響などにより、上下水道事業の経営は厳しい状況となつています。

各種収納手数料や郵送料などの経費を節減し、現行料金をで
きるだけ長く維持するため、令
和7年9月検針分から2カ月ご
との料金請求に変更します。

▼ 料金の計算方法

現行の水道料金・下水道使用
料は、検針のない月には、過去
の使用状況に基づく見込み水量
(認定水量) 分の額を請求して
います。また、検針のある月
には、前回検針との間の使用水量
を検針間の月数(通常2カ月)
で割り、その水量により算出さ
れた毎月の合計額から、すでに
請求している見込み水量(認定
水量) 分の額を差し引きし、精
算しています。

定水量が少なかった場合は、
精算時に高額となつてしまふ
など、使用者にご迷惑をかけ
ることがありました。

令和7年9月検針分から
は、使用水量を検針間の月数
(通常2カ月) で割り、その
水量により算出された毎月の
合計額を請求することになり
ますので、還付や高額な精算
料金の請求が解消されます。
なお、2カ月分の合計金額
は、これまでと変わりません。

【詳細】 営業センター

☎ 385-4987

詳細は市 HP をご確認ください。



飲料水の備蓄は1人当たり9ℓが目安です

【詳細】 水道整備課 維持管理係 ☎ 385-1220

災害による断水などに備えて1人1日3ℓを目安
に3日分の飲料水を備蓄しましょう。3日を過ぎ
た水は、洗濯や掃除などの生活用水として利用し
ましょう。

また、お風呂の残り湯を捨てずにためておくと、
トイレなどの生活用水として使えます。
※お風呂のふたは、子どもの転落防止のために閉
めておきましょう



備蓄している給水袋は 数に限りがあります

市が備蓄する給水袋は数に
限りがあります。給水所で水
を入れるための容器(ペットボ
トルやポリタンクなど)を日頃
から準備しておきましょう。

大雨の日はマンホールにご注意を！

【詳細】 下水道施設課 維持管理係 ☎ 385-4988

大雨が降ると、大量の雨水が下水管に流れ、マンホール
のふたが外れてしまうことがあります。ふたが外れると、
マンホールに人が落ちたり、車や自転車が落ちたりして事
故につながります。大雨のとき
に外出する際は、道路の状況に
十分注意しましょう。

ふたが外れたマンホールを見
つけた場合は、下水道施設課へ
ご連絡ください。



貯水槽水道は適切に管理を

【詳細】 水道整備課 給排水指導担当 ☎ 385-4989

ビルやマンションなどで水道水を受水槽にため、利用者
に給水する貯水槽水道の維持や管理は、法令で設置者が行
うよう定められていますので、次の点に留意しましょう。

- ① 毎年1回以上、水槽内の清掃を実施し、検査機関の
検査を受ける
- ② 定期的に水槽の点検など、水の汚染防止措置を行う
- ③ 水の色や臭いなどの異常があったときは水質検査を
行い、健康を害するおそれがあるときは、すぐに給
水を停止し、関係者に周知する